

ニセコ町における別荘・空き家等の利活用に関する協定書

ニセコ町（以下「甲」という。）とニセコ不動産業協会（以下「乙」という。）は、別荘・空き家等の利活用に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、ニセコ町における別荘・空き家等の利活用実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、別荘・空き家等の賃貸等による利活用を実施することにより、その適正管理と利活用の促進を図るとともに、将来的な所有者不明等の空き家増加を防止することを目的とする。

（実施者）

第2条 この協定に基づき、乙は、乙に加入する事業者にて、別荘・空き家等の利活用事業を実施するものとする。

（連携内容）

- 第3条 別荘・空き家等の利活用事業を実施するために、甲は、乙に対し、実施要綱に基づき登録された利用希望者（以下「利用希望者」という。）の登録情報を提供するものとする。
- 乙は、甲から利用希望者の登録情報を受け取ったのち、乙に加入する事業者の中から実施者（以下「実施者」という。）を決定し、実施者が別荘・空き家等の所有者および利用希望者との間でそれぞれ利活用に関する契約を締結するものとする。
 - 乙は、実施者が締結した契約について、甲に通知するものとする。
 - 具体的な実施内容および費用等については、実施要綱により定めるものとする。
 - 乙は、利活用の実績報告書を作成し甲に対して送付するものとする。
 - 甲及び乙は、所有者からの問合せや相談に対して適宜対応するものとする。

（免責）

第4条 甲は、乙と所有者または利用希望者との間で生じた問題について、その責任を負わないものとする。

（秘密保持）

- 第5条 乙は、業務の実施上知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。この協定の終了後又は協定解除後においても同様とする。
- 乙は、甲の承諾を得ないで業務に係る個人情報を協定の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 乙は、本協定を履行するために行う場合を除き、業務に係る個人情報が記載された資料（電磁的記録であるものを含む。）を複製し、又は複製してはならない。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとし、有効期間満了後の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出が無い場合は、同一条件でさらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項、又は内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年11月17日

甲 虻田郡ニセコ町字富士見47番地

ニセコ町長 片山 健也 

乙 虻田郡ニセコ町字豊里176番地141

ニセコ不動産業協会

会長 金野 孝 